

## 令和2年5月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年5月20日(水) 午後1時30分～午後2時45分
場所	さぬき市寒川庁舎 3階 301・302会議室  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～4号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第5号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第6号～7号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第8号)
日程第6	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第9号)
日程第7	その他
出席委員	2 蓮池秋男 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	1 楠 豊 3 上野壽雄
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	谷木伸行

議長（会長）

では、ご案内を申し上げます令和2年5月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。

皆さん、こんにちは。新緑が目にも沁みる今日この頃でございますが、皆さん、いかがお過ごしでしょうか。田植えも一段落したと思いますが、これからまた麦刈り等がございますが、農繁期、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、先日の総会、定例会におかれましては、長時間のご審議、まことにありがとうございます。ただいま、テレビ、新聞等でコロナウイルスが大変、朝晩、話題になっておりますが、これからも外へ出るときはマスク等を着用致しまして、感染予防には気をつけていただきたいと思います。

一方、我々農家におかれましては、これからまた麦刈り等忙しくなっておりますが、外へ出る機会も多いので、水分補給など致しましてお体には気をつけて、毎日作業していただきたいと思います。

さて、本日の議題であります案件につきましては、円滑なご審議ができますようご協力のほどお願いして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認調査をしていただいていると思っておりますので、後でよろしくお願い致します。

さて、本日の出席は17名中15名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは15番十河委員さん、16番藤澤委員さん、両委員さんよろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

使用貸借に係る農地返還通知書が出ていますので、お知らせします。別冊のA4の1枚ものの紙をご覧ください。使用貸借に係る農地の返還通知書は3件受理しています。

貸し人は●●●●の●●●●様、借り人が●●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●他1筆です。返還理由は借り人の死亡で、利用権の中途解約となります。

次に、貸し人が●●●●●●の●●●●様、借り人が●●●●、●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●他1筆です。返還理由は貸し人の要望で、利用権の中途解約となります。

あと、貸し人が●●●●●●の●●●●様、借り人は●●●●●●の●●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●です。返還理由は借り人の変更で、利用権の中途解約となります。以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号を議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で、第1号は佐藤委員の関係する議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

農地法第3条に基づく申請審議について、第2号を除く3条申請の件数は3件でありまして、筆数としては9筆、経営面積6,959㎡でございます。会長提出議案第1号、地区番号2、受付年月日、令和2年4月24



したら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第2号を除く、議案第1号から第4号までにつきましてお諮りします。議案第2号を除く、議案第1号から第4号までについて異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第2号を除く、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、佐藤委員の関係する議案である議案第2号の審議に入ります。

それでは、佐藤委員の退席を求めます。

（佐藤委員 退席）

事務局

資料を配付します。それでは、議案第2号を説明させていただきます。まず、議案書の説明をさせていただき、次に配付した資料をもとに説明をさせていただきます。

会長提出議案第2号、地区番号3、受付年月日、令和2年4月24日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●他8筆、台帳地目、田が7筆、畑が2筆、現況地目、雑種地が4筆、畑が2筆、田が3筆。譲渡人の申請事由、●●●●●。譲受人の申請事由、●●●●●。権利としては●●●●●●●●●を伴うもので、経営面積はゼロ、受け人従事数は4。資料としましては3ページから5ページでございます。申請地については、まず、資料3を見ていただき、●●●●●●●●●●南へ250m、東へ900m進んだあたりに●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●があり、●●●●●●●●●●横の空き家に移住の予定です。資料4ページについては●●●●●●●●●●でございます、空き家から南へ400mのところにあります。資料5ページは、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●でございます、空き家から西へ600mのところにあります。

次に、配付させていただいた資料をもとに説明をさせていただきます。

まず、資料1の本案件についての経緯のご説明をします。許可申請に係る概要として、1、申請者は四国財務局の一般競争入札において国有財産を落札し、農業委員会に連絡した。2、農業委員会は、農地の所有権等の権利取得には農地法第3条の許可が必要で、その要件を説明し、落札農地の取得はできないことを告げた。3、申請者は空き家の購入を準備するとともに下限面積を満たす等として農業委員会に農地法3条の許可申請を行った。4、農業委員会は申請者にヒアリングをした上で審議し、1、全てを効率的に利用して耕作するとは認められない、2、耕作に必要な農作業に従事すると認められないとの判断に至り、不許可とした。5、申請者は不許可を不服とし、行政不服審査法に基づき県に審査請求をした。6、農業委員会は弁明書を県に提出し、その結果としての裁決書は、農業委員会が必要な事実確認を十分に尽くさないままされているとし、本件処分を取り消すとされた。その後、農業委員会は裁決書を重く受け取り、申請者に質問票を送付するとともに、問い合わせに対し丁寧な説明に努め、審査に必要な確認を行った。現在、申請者からの質問票に対する回答がされており、このことを踏まえての再審議を迎えているところでございます。

続きまして、資料2の譲受人から回答のあった質問票について説明をさ



りでは、葉野菜をつくりたいとの話もありました。また、石については、除去作業の調整はしているものの、先ほど申し上げたとおり、現在においても残っている状態でございます。④については、畑で大豆等の野菜をつくる予定でありましたが、先ほど申し上げたように、農地の状況に合う違う作物の検討の助言も行っております。⑤については、田で水稻を行う予定であり、現在、作業受委託により田植えが行われているところでございまして、収穫後の引渡し予定となっております。

以上のことを踏まえまして、5月12日に、昨年7月に開催した事前協議に関わった会長、職務代理、地区代表5名、計7名と現地確認、協議を行いましたので、協議結果及びその後の経過についてご説明させていただきます。

まず、協議結果としまして、1、農地に復元する必要があること。これは●●●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●についてであり、農業委員全員が見て農地とみなされること、トラクター等の機械が入れる状況になること等のご意見がございました。2、住民票の異動をしてもらうこと。これは農地の効率的利用の観点から求めるものです。3、協力者に対して協力する旨の誓約書を提出させること。これも農地の効率的利用の観点から求めるものでございまして、5月12日の協議では、協力者に名前があった●●●●氏、●●●●氏分の提出を求めることとなりました。4、●●●●●●●●●●については、既に田植えが行われていることから、収穫後の●●●●●●●●●●になること。

その後、5月13日に事務局からは●●●●氏、●●●●氏に以上の内容説明を行いました。そして、5月14日に●●●●と現地を確認し、残っている石についての説明を行っております。5月15日には協力者として回答のあった●●●●氏、●●●●氏に対して確認を行い、●●●●氏については協力する旨の回答及び誓約書をいただきました。●●●●氏については、先に説明したとおり、苗の購入予定先として検討させていただきであり、話が通じていなかったため、誓約書の話まで進めておりません。そのため、協力者として名前のあった●●●●氏から5月19日に誓約書をいただいております。

以上のことから、事務局では、5月12日の協議の意見、農地の効率的利用の観点から、農地の復元及び住民票の異動、今後、協力者の誓約書の確保、現在耕作されている農地の耕作が終わることを待って、許可を出すことを検討しております。なお、5月18日に、●●●●氏に対して先ほどの内容を説明させていただき、了承を得ているところでございます。

なお、今回、審議に進めさせていただいた理由としては、本年2月、裁決書受理以降に、譲請人が具体的な農作業の内容、水利慣行等について、地元協力者等を通じ確認、把握していること、農機具の購入先、金額等を改めて確認していること、地元協力者の協力が得られる担保を誓約書をもって確認できていること、農地の復旧が進んでおり農地の復旧の意思が確認できること、全体的な資金についても把握し、その上で住民票の異動にも了承し、移住の意思が確認できることが挙げられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案につきましては、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。●●●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

ただいま、事務局から説明がありましたように、5月12日、会長、職務代理、地区代表の委員5名、計7名で現地確認と協議を行いました。また、●●●●地区も5月17日、農業委員と推進委員で現地確認し、協議を行いました。

その結果、5月12日の協議内容とその後の経過を踏まえて、一つ、農地の復元、二つ目、住民票の異動、三つ目、農地の管理協力者の同意、誓約書の提出をすること、そして、4番目、現在作付けされています水稻の収穫が終わってから、もとの田の状態になって許可を出してはいかがでしょうか。それと、農地の復元についてですが、どのような状態まで復元したらよろしいのか、また、それをどのように確認するのかを示してあげるべきだと思います。いかがでしょうか。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

また、農地の復元については、どのような状態で復元するのか、どのように確認するのかを、意見もありましたら、ご意見をお願い致します。残った木や石を除去する、トラクター等の農機具が入れる農地として使える状態まで求め、私、職務代理、地区代表委員が確認するということではいかがでしょうか。

大塚さん、それでいいですか。

大塚ノブ子委員

よろしいと思います。しっかり確認して、最終判断したらよろしいと思います。

議長（会長）

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号について、1、農地への復元、2、住民票の異動、3、農地管理協力者の同意、誓約書の提出、現在耕作されている農地の耕作が終わることを確認でき次第、許可相当が妥当ではないか、農地の復元について、残った石や木々の除去を含め、トラクター等の農機具を入れ、農地として使える状態までを求め、私、職務代理と地区代表委員が確認することで異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第2号を、第1、農地の復元、第2、住民票の異動、第3、農地管理協力者の同意、誓約書の提出、第4、現在耕作されている農地の耕作が終わることを確認でき次第、許可相当と致します。また、農地の復旧につきましては、残った石や木々の除去を含め、トラクター等の農機具が入れ、農地として使える状態までを求め、私、職務代理、地区代表委員が確認することと致しますので、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、退席されている佐藤委員の着席を認めます。

回収をお願いします。

(佐藤委員 着席)

議長（会長）

それでは、日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第5号を議題とし上程致します。なお、第5号は寒川委員の関係する議案になり、除斥対象議案になります。

それでは、寒川委員の退席を求めます。

(寒川委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の3ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について、今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして0.30㎡、1筆です。それでは、個別の案件を説明致します。

会長提出議案第5号、地区番号は2、受付年月日、令和2年4月24日。申請人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●、台帳地目、現況地目ともに田、地積は0.30㎡。転用目的ですが、営農型の太陽光発電設備です。工事着完予定年月日は令和2年7月1日から令和5年6月30日、農地区分は第1種農地です。備考と致しまして、一時転用で、農地面積は1,505㎡でございます。資料は8ページから9ページございまして、場所につきましては、資料8ページの左側に位置図を記載しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●から東へ約60mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等に記載されておりますように、申請人は所得を上げるために新たな取り組みとして営農型太陽光発電設備を設置し、パネル下部にはブルーベリーを栽培し、引き続き農地として利用するものです。太陽光発電パネル258枚、約430㎡を設置し、近接の電力柱から送電する計画です。四国経済産業局による設備認定も受け、また、四電への契約済みであり、事業の実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。なお、転用の面積でございますが、これは太陽光パネルを設置するにあたり支柱を立てて設置することから、支柱部分が転用面積に該当するというので、0.30㎡になっております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

蓮井セツ子委員

議案の5号でございますが、先ほど事務局の説明どおりでございますが、ブルーベリーの栽培という新しい農業の取り組みと同時に、支柱の一時転用、3年間ありますので、我々農業委員、推進委員も含めて、ときどき注視していきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。  
佐藤委員さん。

佐藤恭一委員

3年後に地元の農業委員と推進委員が見回るみたいに聞いとるんですけど、3年後にもし、これ売電して、20年の契約なんですけど、そのときにもしブルーベリーができてなくて、次の、多分3年後にもう一度4条の、新規じゃない、これ継続になるんですか、3年ごとに当然、4条の申請すると思うんです。そのときに、もしやブルーベリーが育ってなかった場合にいうのは、指導とかそういう状態の分を、わかるといいうか、そんな手続的なもんは完全に把握できとんかどうかいいうのが知りたくて、どんな手続しとるかいうのをちょっとお教えをお願いします。

事務局

先ほどの質問でございますが、一応、3年ごとの更新ということでなっております。更新にあたっては、作物の収穫量が2割を切らないことというのが条件にありまして、2割を切るとどうなるかといいますと、もう一度撤去して戻してくださいねというような話になりますので、その辺については、申請者の方にお話はしておりますので、その辺を含めて申請をし





に接しております。土地利用計画図等から、申請人は現在、県外で借家住まいですが、母親が高齢で農業継続が困難となり、また、母親が既存居宅を手放すこととなったので、母親と同居して農業を後継するために、親の土地を借り受け、住宅平屋1棟、197.23㎡、農業用倉庫平屋1棟、57㎡、カーポート1棟、40㎡を建築するものです。地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も整っております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。  
まず、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員 5月17日に農業委員、推進委員で現地確認を行いました。草刈りもきちんとされ、整地されている状態でした。場所的にも土砂を置くのにはふさわしいのではないかと、よかろうという判断を皆さんで出しました。よろしくご審議ください。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

芳竹和政委員 それでは、7号議案についてご説明致します。昨日、●●地区農業委員3名、推進委員4名で現地を確認致しました。現地は三方を宅地に囲まれており、一方は道路ということで、別に問題なかろうかと思われまので、どうぞご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第6号及び第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。  
佐藤委員。

佐藤恭一委員 場所が●●地区なので、本人というか、土地を一時転用で貸すほう、●●さんの、私、●●担当なもので、結構いっぱい無断転用がある。一時転用であれば無断転用でなくても、5条の許可申請が行えるのかなということを思いました。そこら辺はどんな扱いになつとるか、お聞かせお願いします。

事務局 今回の案件につきましては、公共事業に伴う一時転用ということで、緊急を要するということの判断しまして、止むを得ないかなと思うとります。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号及び第7号につきましてお諮りします。議案第6号及び第7号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号及び第7号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第8号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号36番が神野委員さん、30番、33番が私、農地中間管理事業対象農用地の1番及び

4番から21番、34番、35番が松岡委員、22番から33番が藤澤委員さんの関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第8号についてご説明致します。個人が15件、法人が2件、中間管理機構が18件の合計35件となっております。35件のうち新規が26件、再設定が9件でございます。35件のうち、賃借権が5件、使用貸借権が30件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が1件、1,500円が1件、3,000円が2件、5,000円が1件となっております。期間は、10年が8件、8年8ヶ月が1件、6年が14件、5年11ヶ月が1件、5年が1件、3年が8件、2年6ヶ月が1件、1年が1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業の対象農用地等総括表の説明を致します。別紙のA3の用紙をご覧ください。全部で14件ありまして、貸付先が、法人が2件、個人が12件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が3件、使用貸借権が9件で、期間は、10年が3件、6年が11件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が非常に多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑がある場合は、整理番号指定の上ご発言を願います。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、整理番号30番、33番、36番、農地中間管理事業対象農用地の1番及び4番から35番を除く議案第8号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、神野委員、松岡委員、藤澤委員、私の関係議案である整理番号30番、33番、36番、農地中間管理事業対象農用地の1番及び4番から35番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。

議長（会長職務代理者）

それでは、神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員の退席を求めます。

（神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員 退席）

議長（会長職務代理者）

では、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、委員さんの案件をご説明致します。委員さんの案件は36件で、使用貸借権のみで36件となっております。期間は、10年が17件、8年8ヶ月が5件、6年が11件、3年が3件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長職務代理者）

説明が終わりました。質疑等はありませんか。



ては、現状維持というような感じですが。それから、（３）の農用地及び農業生産施設の農用地のところですが、借り入れ地の田んぼのほうを現在 17ha のところを 18ha に増やす予定です。現在、年間所得が 631 万円のところから、５年後 649 万円に増やす計画となっています。

続きまして、３番目になります。●●●●さんですが、住所は●●●●●●●●●●●●●●、昭和●●年●月●●日生です。認定の継続についての審議をお願いします。

別紙の経営改善計画を参照してください。営農活動の現状と目標ですが、水稲、メロン、菊、レタス、ブロッコリー、コマツナ、ハウレンソウが活動内容になります。②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標で、（１）の生産というところですが、水稲、メロン、菊、レタス、ハウレンソウは現状維持、ブロッコリーは 20a から 5 年後 30a に増やします。コマツナは現在ゼロですが、５年後に 5a 増やす予定です。農用地及び農業生産施設につきましては、借り入れ地の田んぼを現在 5a のところを 20a に増やす予定です。年間所得、現在 430 万円のところを 470 万円に増やす計画になっております。

４番の●●●●さんです。こちらは、住所は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、昭和●●年●●月●●日生。認定期間は令和 3 年 3 月 31 日までまだ残っております。今回ご審議いただくのが、既に認定農業者であります●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、３名認定受けていましたが、そのうちの●●さんと●●さんが、今回、認定者から退かれて、●●さんお一人が残るといふ変更の報告になります。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区。

大塚ノブ子委員

発表致します。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●は、お父さんの●●さん、息子さんの●●さん、娘さんの●●さんの 3 人で組織されております。現在のところ立派に生産されて、組織もしっかりしていると思っております。どうぞよろしく願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

佐藤恭一委員

●●●●さん、息子さんの●●さんは一生懸命、野菜で、●●さんに関しては水稲の育苗を主体に、稲刈りとか田植えとか、大変、水稲に関してはものすごく●●ではシェアを持つ立派な認定農家であります。継続はもちろんのことだと思います。よろしく願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表からの報告をお願い致します。

十河道夫委員

●●さん、これまでも頑張っておられますので、特に問題がないと思っております。それと、４番の●●さん、息子さんに経営権を渡したという形です。皆さんご存じだと思いますけど、桃、スモモを中心に、もうおじいさんの代から頑張ってきておられますので、継続をして、このまま頑張っていたいただければと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第 9 号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第9号についてお諮りします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認することと致します。 本日の上程議案につきましては以上ですが、日程第7 その他で、事務局、ありませんか。
事務局	事務局のほうからご説明をさせていただきます。次回の定例会のほうのご案内でございますが、6月19日金曜日でございます。予定でいきますと、寒川の農村環境改善センター、お隣のほうとなっておりますので、お間違いのないようよろしくお願い致します。時間のほうは予定どおり13時30分となっております。 それと、地区の代表の方でございますが、茶封筒で本日の会合の前にご説明させていただきましたとおり、毎年夏のときに取りまとめてもらう恒例でございますけれども、各農家さんとの意見要望等の回収のご案内を入れております。地区代表のほうから、本日お見えになっている各地区の農業委員さんにお渡ししていただいても結構ですし、6月の議案の現場のときでも配付していただいても結構です。その折に協議をしていただいて、来月6月19日の定例会までに締め切りのものとして提出のほどよろしくお願いしたいということで、地区の代表の方はよろしくお願い致します。 それと、お手元のほうにお配りしているものの資料のほうでございますけれども、ファイルに入れておりますけれども、その中身のほうでございます。全部で4点入っておりますけれども、香川県感染警戒宣言の表裏、それと、令和2年度、今年度でございますが、新規就農者支援施策のガイドブック、それと、持続化給付金事業、こちらのほうは農業者向けと法人向けのご案内が入っております。今現在、よく新聞に出ております。各自10万円の給付金があるということと同時に、農家さんの方向けの補助金等もございまして、一度、表紙のほうを見ていただいて、前年の月平均の約半分ほど割れた場合、補助金がいただけるということでございます。ご案内のほうは表裏の裏のほうに相談ダイヤルが載っておるかと思っておりますので、また一度、目を通していただきたいと思っております。最後になりましたけれども、中間管理機構さんとの農地の貸し借りあるいは売買の香川県農地機構チラシを入れておりますので、今一度、よろしくお願い致します。事務局のほうは以上でございます。
議長（会長）	ほかに何かございませんか。 佐藤委員さん。
佐藤恭一委員	よく農家の人に聞かれるんですけど、農業委員と推進委員はいつ決まるんやとよく言われるので、日程が知りたいのと、あと、前回、中立か何かという立場の、今、蓮池さんがなさっとる立場の人というのは、どんな人が出たんやろか、多分そんな募集は要項になかったから、中立いうのはなくなったんやなかろうかというふうに僕は返事したんで、それは合っとるんかどうかいうのをお聞きしたいと思います。
事務局	済みません、ちょっと聞きづらかったので、もう一回お願いします。
佐藤恭一委員	まず、農業委員と推進委員の大体の日程、いつごろ決まるかいうのと、中立の分が募集があったようなないような、今回、募集は中立がないんか

とか、そんな聞かれることがあるんです。中立がなくなったんか、募集なかったいうんと、とにかく日程、いつ決まるんやいうて、よく会う人に言われるので、その日程がわかる範囲でお願いします。

事務局

まず、農業委員と農地利用最適化推進委員の、現在、昨年から今年にかけて広報で2回ほど募集等々をさせていただきました。それで、農業委員に関しましては、当然、ご自身もわかろうかと思うんですけど、面接も終えたところでございまして、本庁舎内のほうで評価委員会というところで現在委ねて、6月の議会へ上程しようという予定になっております。

それと、推進委員さんにつきましては、会長、職務代理、地区代表の方に寄っていただいて、募集の段階から計画を立てまして、こちらのほうは今月、明日なんですけども、5月21日、明日10時から、推進委員さん関係のほうは面接なり審議を諮っていこうということになっております。

それで、お気づきかと思いますが、ホームページでも2回ほどの募集の公表をさせていただきました。その中に、農業委員さんと推進委員さんの中で募集されて重複された方が1名ほどいらっしゃいます。その観点から、農業委員に関しましては議会で承認をいただかないと任命ということが進められません関係上、推進委員さんに関しましてはそれ以降の委嘱ということになろうかなというふうに思っております。

この流れは前回の流れの、当時、運営委員会というところでの協議をした形を、そのまま準用をしているような形になっております。

中立のほうは、今現在募集中の中の農業委員さんの中立につきましては、津田の方から1名出ているような状態であります。その方につきましても、議会に重ねてご審議をいただくような形になっております。

佐藤恭一委員

中立の募集は何か要項で載ってたんですか。

事務局

中立というだけの独自の募集はやっておりません。全体の中で総括で、前回同様に募集をしたところでございます。

佐藤恭一委員

そういう、広報に載せる、市民等に関して、中立の要項が前回はあったと思うんですけど、今回ないままになって、中立がどうこういうの、わかっとる人、市民に1人でもおったんでしょうか。

事務局

こちらのほうは事務局のほうに中立の関係の問い合わせはなかったんですけど、前回同様の扱いで行って、問い合わせ等がなかったもんですから、スムーズにご理解いただいているものが、ホームページ等あるいは紙面で、本庁、寒川庁舎でご理解いただいているものかと思っていたんですけど、もし具体的に何か要望されたものがあれば、後でお話もお預かりできたらなと思っております。

佐藤恭一委員

私も3年前に。

議長（会長）

これは農業委員会ですから、農業委員会の委員の申し込みとかいうんは、この場では諮れることがございませんので。

佐藤恭一委員

そんなこと聞きよんやない。募集は中立がなくなったのかどうかということ。

議長（会長）

後から聞きに行ってください、事務局のほうへ。

佐藤恭一委員

後から。そうですか。

議長（会長）

終わってから事務局のほうへ問い合わせしてください。

佐藤恭一委員

わかりました。後ほど行きます。

議長（会長）

以上をもちまして、令和2年5月農業委員会の定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（14時45分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名



上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 15番

署名委員 16番